

檜原村広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜原村広報紙への広告掲載及びホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告内容の制限)

第2条 各種広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (5) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (6) 本村又は外の地方公共団体が広告の対象を推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの
- (7) 村税を滞納している者の広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないとするもの

(掲載順位)

第3条 広告は、村内の事業所等(本社、支店、営業所、店舗等をいう。)を有する者を優先し掲載するものとし、掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するもの並びに公共性の高い広告については、先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は総務課長が決定する。

(掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載申し込み方法)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告掲載の申し込みをするときは、掲載希望月の1か月前の初日(休日の場合は休み明けの平日)までに檜原村有料広告掲載申込書(様式第1号)、広告原稿及び電子データを総務課に提出すること。

(掲載決定)

第7条 村長は、申込者から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し檜原村有料広告掲載決定通知書(様

式第2号)もしくは、檜原村有料広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告のデザイン及び制作費については広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条 掲載する広告の仕様及び料金については、次のとおりとする。

種類	掲載規格	掲載期間	掲載料
広報紙	縦 6.0cm × 横 8.5cm	1 か月	村内広告主 2,000 円
			村外広告主 3,000 円
		3 か月	村内広告主 5,000 円
			村外広告主 8,000 円
		6 か月	村内広告主 10,000 円
			村外広告主 15,000 円
	縦 6.0cm × 横 17.0cm	1 か月	村内広告主 4,000 円
			村外広告主 6,000 円
3 か月		村内広告主 10,000 円	
		村外広告主 16,000 円	
6 か月	村内広告主 20,000 円		
	村外広告主 30,000 円		
ホームページ (バナー広告)	縦 40 ピクセル × 横 175 ピクセル 4 キロバイト以内 JPEG 又は GIF 形式 (静止画のみ)	1 か月 ～ 6 か月 まで	村内広告主 月額 2,000 円
			村外広告主 月額 3,000 円

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載の決定の日より10日以内に、村長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、10日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第 1 1 条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 村の都合により広告を掲載することができなくなったとき

(2) 村長が正当な事由であると認めるとき

(広告掲載の取り消し)

第 1 2 条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(広告掲載の取り消しの禁止)

第 1 3 条 広報紙の場合、広報紙発行日の 1 0 日前以降は、原則として広告掲載の取り消しはできないものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。